

令和8年度 東根市立神町中学校 「地域クラブと学校の連携」に係る 研修会



本日はよろしくお願いいたします😊

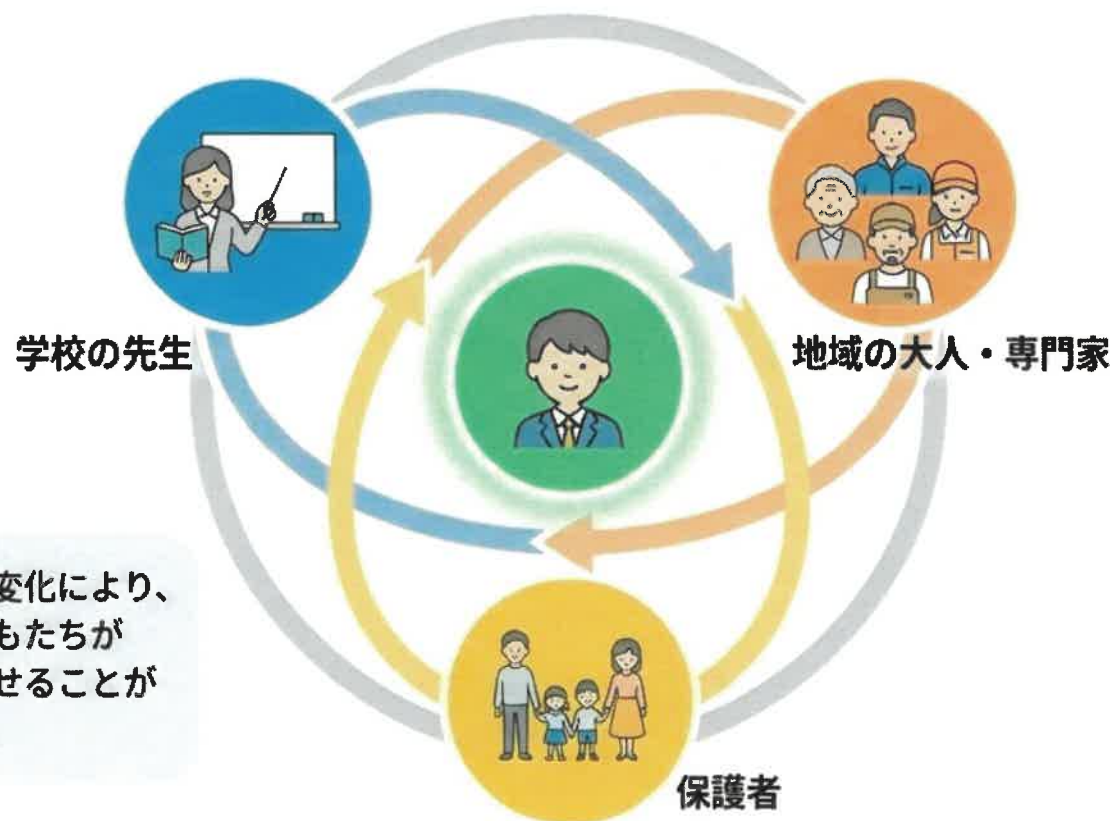
東根市教育委員会 管理課
指導主事 門脇 明人

開かれた青写真：部活動改革と地域クラブ活動の推進

少子化時代における、子供たちのスポーツ・文化芸術環境の再構築



なぜ、今「部活動の地域展開」が必要なのか？

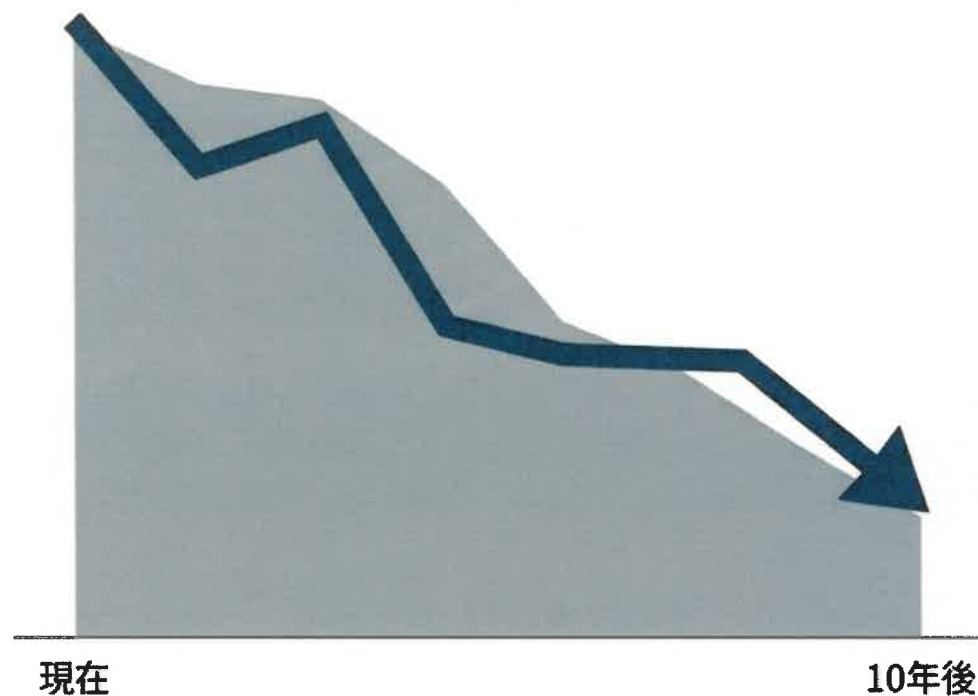


少子化の進行や学校の環境変化により、単独の学校だけでは「子どもたちが希望する部活動」を存続させることが難しい時代に入っています。

この改革の最大の目的は、すべての生徒が「やりたい活動」に継続して参加できる環境を、地域社会全体で支え、創り上げることです。

限界を迎えた構造 ①：急激な少子化の進展

山形県内で最も人口減少が緩やかな本市でさえ、
10年後の就学児数は「100人減」と想定されています。
(※令和7年就学児：419名)



単独校でのチーム編成は既に限界点へ。
もはや「自校にやりたい種目がなければできない」
「人数が足りず試合に出られない」という状況が目前
に迫っています。
団体種目が1校単位で構成できない現実の中、学校単位
に縛られない持続可能な環境づくりが不可欠です。

限界を迎えた構造 ②：教職員の過労と安全配慮義務

判例の重み

富山県での教員過労死事案。月89時間の時間外労働（過労死ライン超え）。裁判所は「客観的に認識できた」として校長の「安全配慮義務違反」を認定。自治体に約8,314万円の賠償命令。

給特法改正

「業務の3分類」と健康確保措置の義務化。

部活動は明確な「業務改善項目」に指定。

コンプライアンス

専門性や本人の意思に関わらず顧問を務める体制は、教員の心身を削るだけでなく、適切な指導を受ける生徒の権利をも損なう可能性があります。

「先生方の命を守る」ための法的必然性として、抜本的な労働環境の是正が急務です。

給特法改正と法的義務



令和7年 給特法改正による 「業務の3分類」の明示

部活動は「業務改善項目」として
明確に位置付けられました。

結論：教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を
確保することは、教育委員会の「法的義務」です。
適切な労務管理なしに現状を維持することは
許されません。

学校と教師の業務の3分類

令和7年10月15日
教師を取り巻く環境整備検討部会
(第3回)
資料1-2

- 教師が教師でなければならない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。
これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間前や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

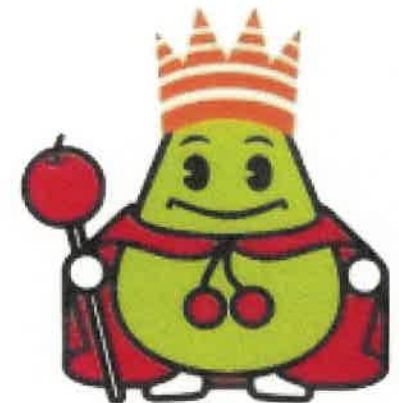
教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・経用の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



出典:文部科学省HP

部活動の法的な位置付け

限界を迎えた構造 ③

脱・勝利至上主義



これまでの課題：
一部のレギュラーのみが優遇
される大会至上主義。休日
の保護者の過重負担（お茶
当番、長距離送迎など）。



これからのあるべき姿：
「多様な経営方針」が認め
られ、勝利を目指す生徒も、
純粋に親しみたい生徒も、
自ら選択できる環境。

部活動

学校教育法・学習指導要領
(公式な教育課程)

日本国憲法（教育を受ける権利）/
スポーツ基本法

- ・ 法令が定める教育課程ではなく、「教育課程外」の活動。
- ・ 大原則：「自主的・自発的な参加」によるもの。義務として強制することは法的にできません。

<学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要>

（中学校・高等学校・特別支援学校）

○ 部活動の現状の位置付けの明確化

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すべき旨を総則編及び保健体育編に明記。

○ 部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮

運動部の活動における留意事項として、以下の内容を保健体育編に明記。

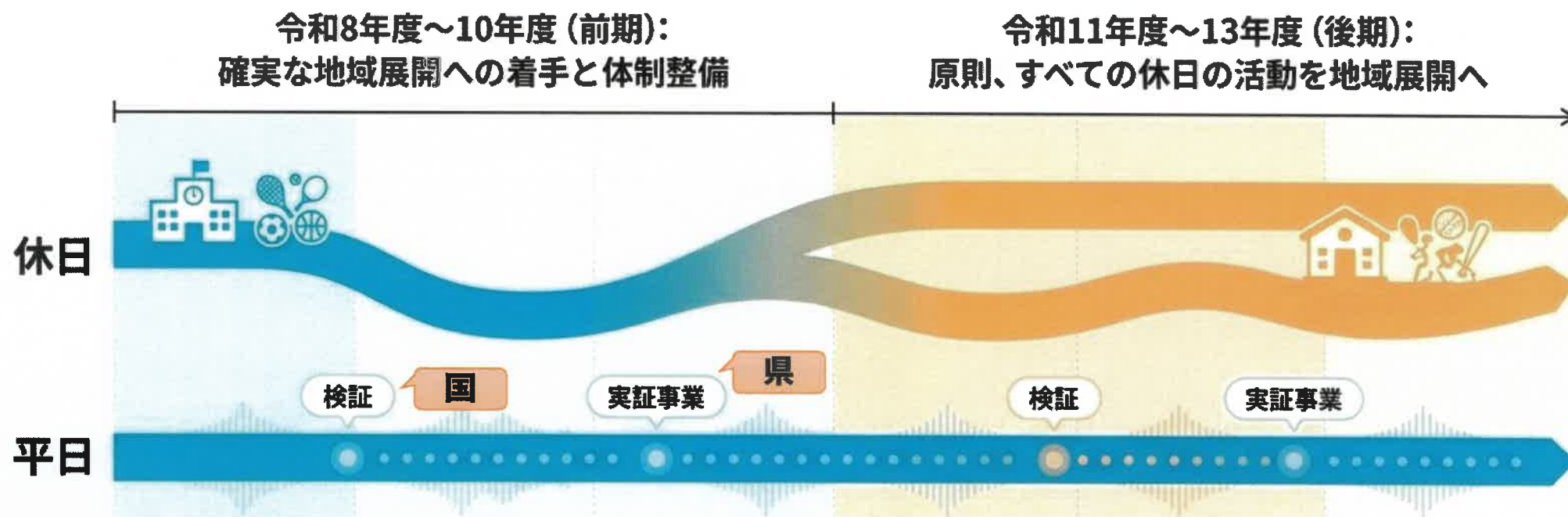
- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障がいのある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること

出典：山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン
（令和8年3月 山形県教育委員会）



国と県のガイドラインによると、、、？

いつから変わる？ 6年間の「改革実行期間」ロードマップ



まずは「休日」から。休日の活動を段階的に地域クラブへ移行し、持続可能な体制を構築していきます。

💡 皆様のご理解とご協力のもと、、、

24種目64団体

の本市後援の地域クラブ
(令和8年6月現在)



子どもたちの学びを保障する機会を設けていただいていることに、心より感謝申し上げます。

💡 本日の中心話題にまいります。



本市における

「地域クラブ（２）」

の捉え

新たな生態系：東根市における「地域クラブ」の3つのカテゴリー

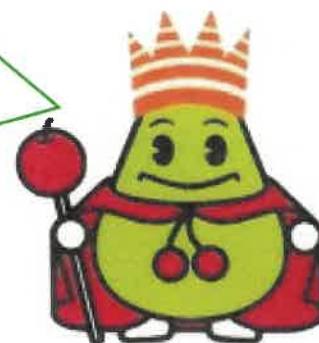
POINT!💡

学校から完全に独立した、生徒が自ら選択できる新しい受け皿です。

	地域クラブ(1) 【完全独立型】	地域クラブ(2) 【大会協力型】	地域クラブ(3) 【休日限定型】
運営日	平日・休日ともに運営	平日・休日ともに運営	土日いずれか一方のみ (3時間程度)
大会出場	クラブ単独として各種大会 に出場(中体連含む)	中体連・中文連主催大会に限り、 「学校または合同チーム」 として出場	(1)または(2)に準ずる
立ち位置	学校部活動から完全に独立 した地域クラブの完成形。	中体連の参加資格細則を満たせない過渡期における、生徒の活躍の場を保障する段階的措置。	持続可能な自立運営を見据え、 平日部活動と連携する形態。

②将来的に、持続可能かつ細則を満たす地域クラブ運営を目指していること

部活動に付随していた、これまでの「スポーツ少年団」の活動は、規約上、構成員が部活動と同じであるため「部活動の後援団体」という捉えになります。
しかし、地域クラブは、、、？



I スポーツ・文化活動開設団体の種類

- 1 学校が開設する団体（以下「部活動」という。合同部活動・チームも含む。）
- 2 学校以外が開設する団体（市内外問わず。）
 - (1) 部活動とは完全に独立して平日・土日含め運営し、中体連主催大会を含む各種大会にクラブとして出場する団体（以下「地域クラブ(1)」という。）
 - (2) 部活動とは完全に独立して平日・土日含め運営するが、中体連主催大会出場の場合のみ、学校または合同チーム・合同部活動として出場する団体（以下「地域クラブ(2)」という。）
 - (3) 土日いずれか一方のみ、部活動とは完全に独立して運営する団体（以下「地域クラブ(3)」という。）

出典：東根市部活動改革に係るガイドライン(令和7年 東根市教育委員会)

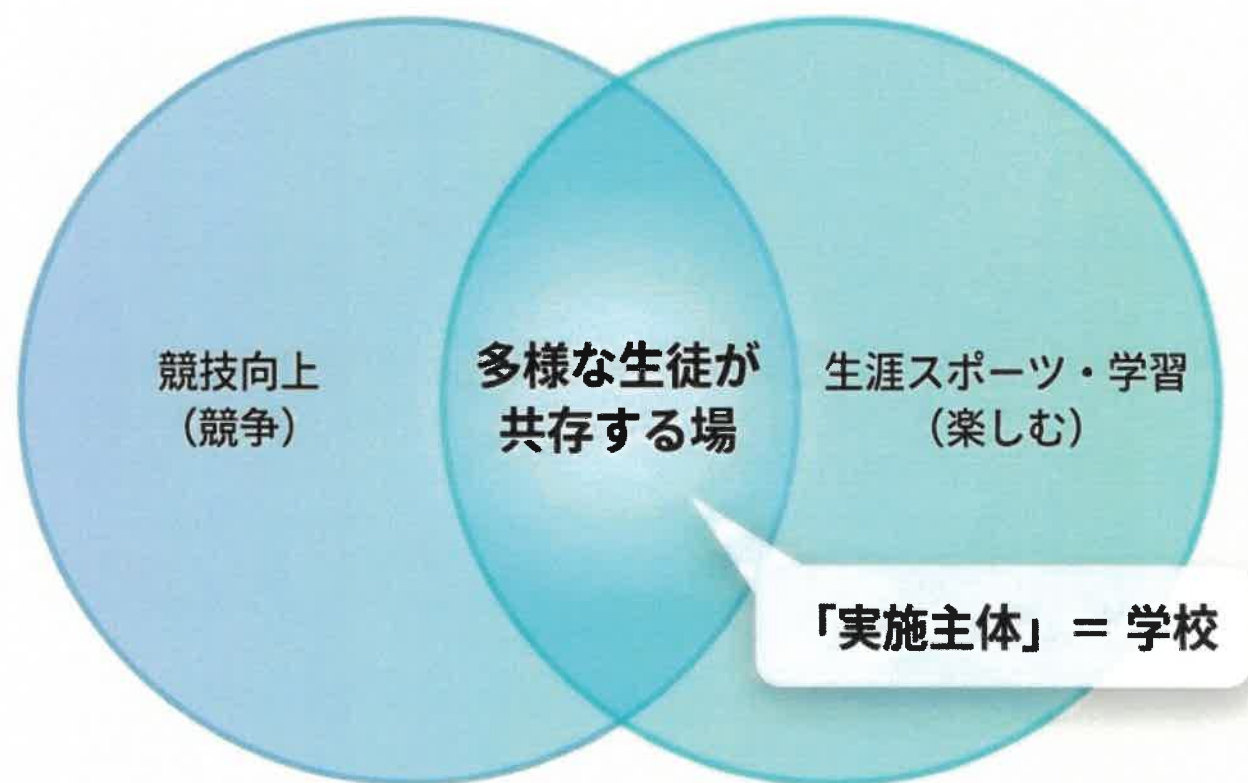
市教育委員会が後援するための5つの条件

✓	✓	✓	✓	✓
1. 社会教育 関係団体 社会教育法の 基準を満たす 団体であること	2. 校長以外 の開設 運営主体が 学校長ではな いこと	3. 公募制 特定の学校に 限定せず、 希望する誰も が参加できる こと	4. 有資格 指導者 公認スポーツ 指導資格等の 認定を受けて いること	5. 保険加入 会員全員の スポーツ安全 保険等の加 入を義務化

💡 これまでの内容を踏まえて、「東根市の中学校の部活動方針」を確認します 💡

リブランディング：学校部活動の「本質」の再定義

学校部活動は、勝利のみを目的とする場から、多様な目的を持つ生徒が共に探究する場へと生まれ変わります。



【部活動の本質】：

「多様な目的（生涯スポーツから競技向上まで）を持った生徒が集まり、自主的・自発的に活動をする場」です。

【「実施主体」の明確化】：

どこまでが学校の責任（実施主体）であり、どこからが地域の役割なのか、境界線を明確に引きます。

境界線の内側：学校部活動が「実施主体」として【行うこと】

校長の教育計画のもと、以下の5点に限り、学校が責任を持って計画・実施します。



1. 資質・能力の育成 心身の成長と生涯スポーツ・学習のためのバランスの取れた育成。



2. 探究する環境づくり 多様な目的を持つ生徒が自主的に参加し、目的達成に向け探究できる場の提供。

例：練習試合の調整、各クラブにおける練習内容の共有



3. 地域クラブとの連携 大会出場を目的とする「地域クラブ」との連携・支援（生徒の自主的学習活動として）。



4. 【特例】大会出場への協力 中体連・中文連主催大会に限り、個人および「地域クラブ(2)」所属生徒に対する引率派遣等の出場協力。（※原則として自校に設置されている種目のみ）



5. 多様な選択肢の周知 生徒に対して、地域に多様なスポーツ・芸術文化環境があることの周知と助言。

<学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要>

○学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設（中学校・特別支援学校（中学部））

地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、学校と地域クラブとの連携等に関して、以下の内容を総則編及び保健体育編に明記。

- ①学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間での活動方針等の共通理解を図ること。
- ②特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること。
- ③地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。



これらについては、市の教育委員会が中心となって行っています。

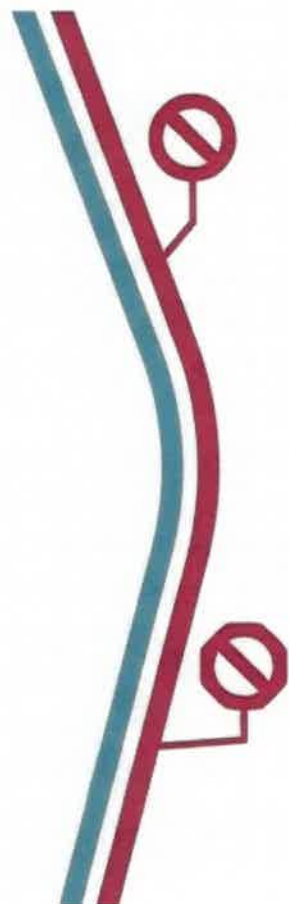
「指導の一貫性の確保」といった点においては、本市の部活動においては、「**多様な目的を持った生徒が集まる場**」といった捉えですので、「**自主的・自発的な活動の場**」において、「**『その子なりの自己実現に向けた活動であること』を『把握しておく』ことが目的』**」となります。



出典：山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン
（令和8年3月 山形県教育委員会）

境界線の外側：学校部活動が「実施主体」として【行わないこと】

教職員の過重負担を断ち切り、本来の教育業務に専念するため、以下の項目は学校として一切行いません。



[×] 各種大会・コンクールへの「実施主体」としての出場

↳ 学校単独の部活動組織として、大会にエントリーし責任を負うことはしません。

[×] 大会出場を目的とした練習や練習試合

↳ 「勝つため」の過度な学習活動、長時間の練習、休日の練習試合の主催等はいけません。

[×] 部活動への加入斡旋

↳ 「完全任意加入制」を徹底し、強制加入や加入せざるを得ない雰囲気作りを一切排除します。

新たなタイムスケジュール：活動時間のルール（令和8年度完成形）

働き方改革と生徒の適度な休息を具現化するため、活動時間を厳格に制限します。

平日（月～金）：

月	火	水	木	金	土	日	日	祝日
平日（月～金）： - 実施日数：週4日以内 - 実施時間：1日あたり「1時間以内」 - 備考：始業前の活動（朝練）は一切行わず、時間の延長も認めません。					原則実施しない（完全休養、または地域クラブへ移行）			
								

長期休業中：平日のルール（1時間以内）を適用しつつ、連続した休養日を設定します。

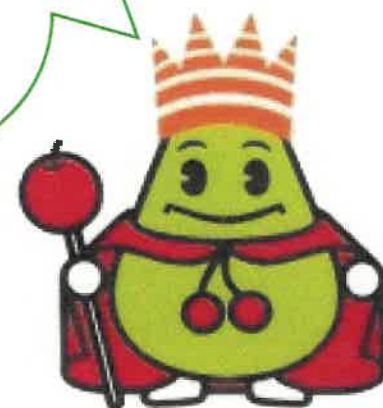
教職員の「兼職兼業」ルール：完全な自己決定と健康への配慮

💡 教員も、地域クラブにおける指導に従事できる制度も整えています 💡



**この場をお借りして、
皆様と改めて確認させて
いただきたいと思いますこと
です。**

出典：山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン
(令和8年3月 山形県教育委員会)



最優先事項:生徒の「安全」と「安心」の確保

地域クラブへの移行においても、学校部活動と同等、あるいはそれ以上の安全基準を適用します。



指導者個人の感覚に頼るのではなく、組織的・ルールベースで子どもたちを守ります。

暴力・暴言・ハラスメントの「完全根絶」



絶対的ルール：体罰、暴言、暴力、行き過ぎた厳しい指導、ハラスメント、いじめ等は一切許されません。

誓約の義務化



すべての地域クラブ指導者は、これらの不適切行為を行わないこと、生徒同士のいじめも許さないことを「誓約」することが義務付けられています。

風通しの良い環境



閉鎖的な環境を作らないため、複数の指導者による目配りや、保護者を含めたコミュニケーションの活性化を図ります。



相談窓口の設置



万が一に備え、クラブ内だけでなく、市町村や第三者機関（日本スポーツ協会等）に確実に相談できる窓口を整備します。



○近年、スマートフォン・SNS 等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、指導者は、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。



○運営団体・実施主体は、事案発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、被害を受けた生徒のケアを最優先に対応すること。個々の指導者任せにせず、運営団体・実施主体において組織的な対応を行うこと。事案の事実確認に当たっては、被害者、加害者、その他の関係者から丁寧に聞き取り等の対応を行い、事案に応じた適切な対応を行うこと。

被害者と加害者をしっかり守るために

SNSにおけるトラブルは、専門家である「警察」に相談。

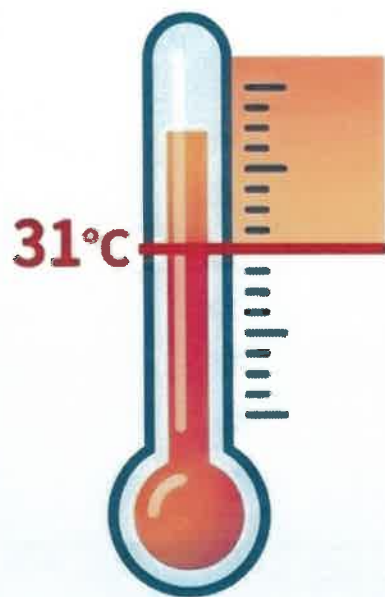
適切な助言・指導を受ける。

その場合は、「証拠保全」のために、「証拠は消さない」。

実施主体としては、「やめさせること」と「再発防止策」を考え、実行。

事故防止と環境リスクへの備え

熱中症対策：客観的な基準による判断



暑さ指数(WBGT)が
31°C以上で
「原則運動中止」。

熱中症特別警戒
アラート発表時は
活動禁止。



徹底管理：水分・塩分補給、休憩の義務化、
活動後のクーリングダウンと健康観察を徹底。

天候・野生動物対策



雷・暴風雨：雷鳴が聞こえたら
直ちに活動中止・避難。



クマ対策：出没情報がある場
所での活動回避。万が一
出没した場合は110番通報と
安全確保を最優先。



冬山活動：登頂を目的とする
冬山活動は原則禁止。

万が一のセーフティネット（緊急対応と保険）



1. 迅速な救命

AEDの設置場所の確実な把握と、指導者への心肺蘇生研修の推奨。



2. 緊急連絡

事故発生時は、まず第一報を保護者と学校へ迅速に連絡。



3. 情報共有とケア

責任の所在を明確にし、被害を受けた生徒の心のケアを含め、組織全体で事後対応にあたります。



保険加入の義務化: 活動中のケガや事故に備え、参加する生徒および指導者全員に、自身のケガを補償する「傷害保険」や「個人賠償責任保険」への加入を徹底します。

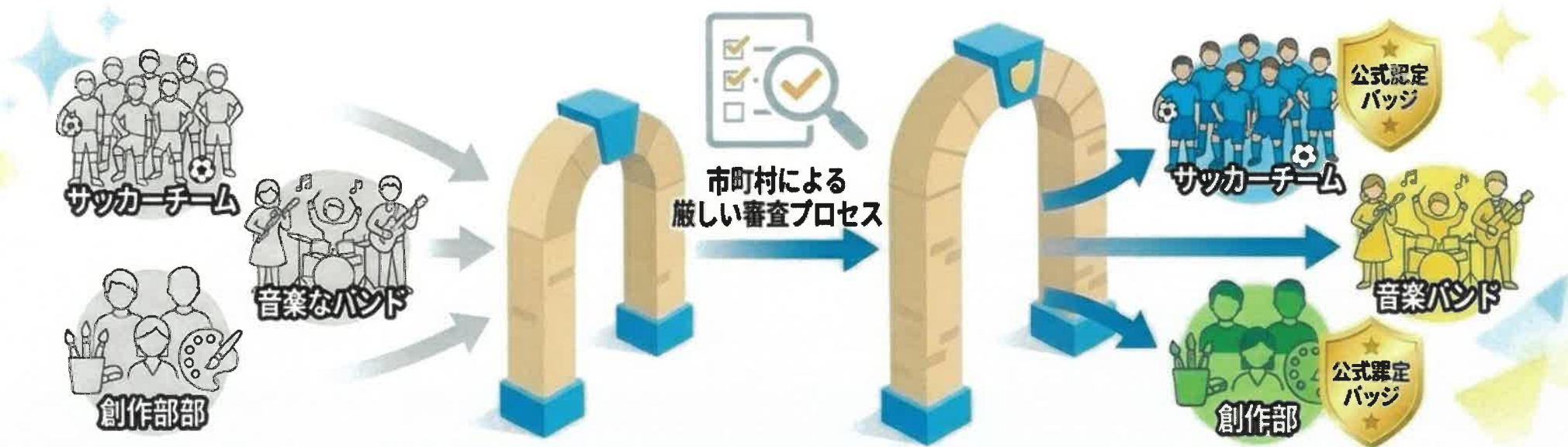
学校・地域・家庭が一体となり、山形県の子どもたちの豊かなスポーツ・文化芸術環境を持続可能なものにしていきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

「認定地域クラブ」としての活動となると？ (将来的な話)

出典：山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン
(令和8年3月 山形県教育委員会)



【休日】休日の受け皿となる「認定地域クラブ」とは？



休日の活動は、勝利至上主義の私的なチームに丸投げされるわけではありません。
市町村が定める厳しい基準をクリアした団体だけが「認定地域クラブ」として活動を許可されます。

重要概念

教育的意義を継承し、子どもたちが「安全に・安心して」
参加できる公的な性質を持った活動の場です。

子どもたちを守る強固なセーフティネット「7つの認定要件」



この7つの要件すべてを満たした団体のみが、市町村から認定を受けます。

要件①～③：誰もが、無理なく、安心して続けられる環境



1. 機会の保証：

競技力による「選抜」は
行いません。
対象区域に住む生徒なら、
誰でも希望する活動に
参加できます。



2. 適切な活動時間と 休養日：

休日の活動は3時間程度。
平日を含め週当たり11時間
以内、週2日以上の休みを
厳格にルール化しています。



3. 参加費の適切な 設定：

持続的な運営に必要な
範囲で、可能な限り低廉で
適切な金額に設定します。

要件④～⑥：質の高い指導と、透明性のあるクリーンな運営



4. 適切な指導体制：
市町村の研修を受けた
「登録指導者」が担当。
暴力・暴言・ハラスメント
根絶の誓約を義務付け、
複数体制で見守ります。



5. 適切な安全管理体制：
施設の安全点検、緊急
連絡網の整備、そして参
加者・指導者双方の保険
加入を徹底します。



6. 適切な運営体制：
規約の公開、透明な
会計処理を行い、営利を
主目的としない健全な
組織運営を義務付けます。

【特別対策】 命と健康を守るための厳格な活動基準



[熱中症対策]：暑さ指数（WBGT）31℃以上で運動は原則中止。「熱中症特別警戒アラート」発表時は前日時点で活動中止を決定します。



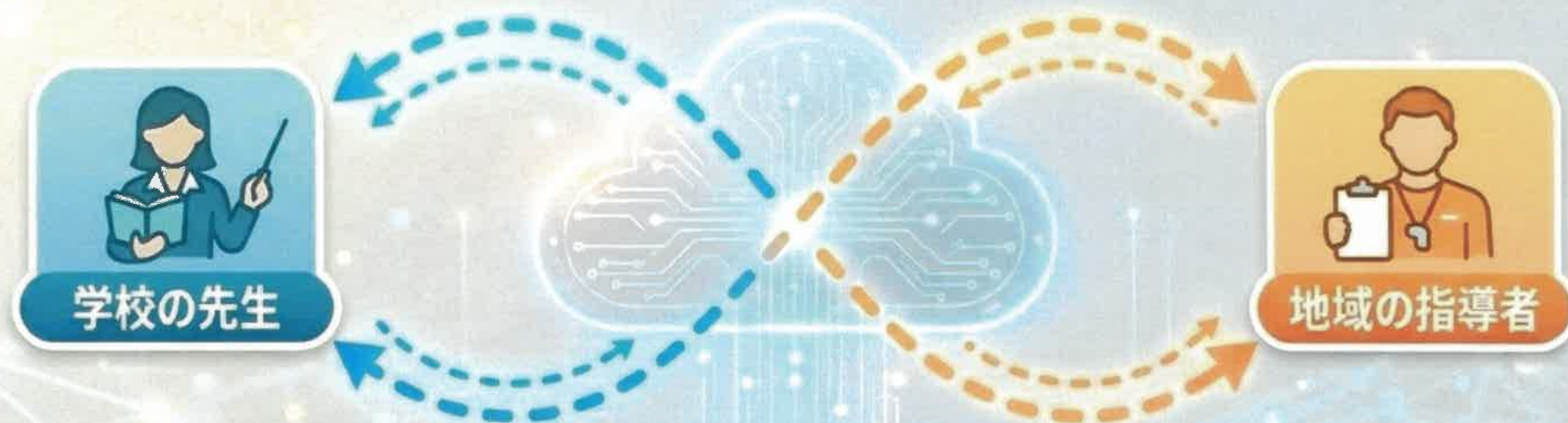
[野生動物（クマ等）対策]：出没情報がある場所での活動は回避。万一出没した場合は直ちに110番通報し、生徒の避難誘導を最優先します。



[事故・緊急時対応]：事前のAED設置場所の把握を義務化。迅速な救命措置と学校・保護者への第一報の連絡体制を構築しています。

要件⑦：平日（学校）と休日（地域）のシームレスな連携

活動場所や指導者が変わっても、生徒への指導の一貫性は保たれます。



方針の共有

地域クラブと学校で、
指導方針や活動スケジュール
を緊密に共有。

コンディション管理

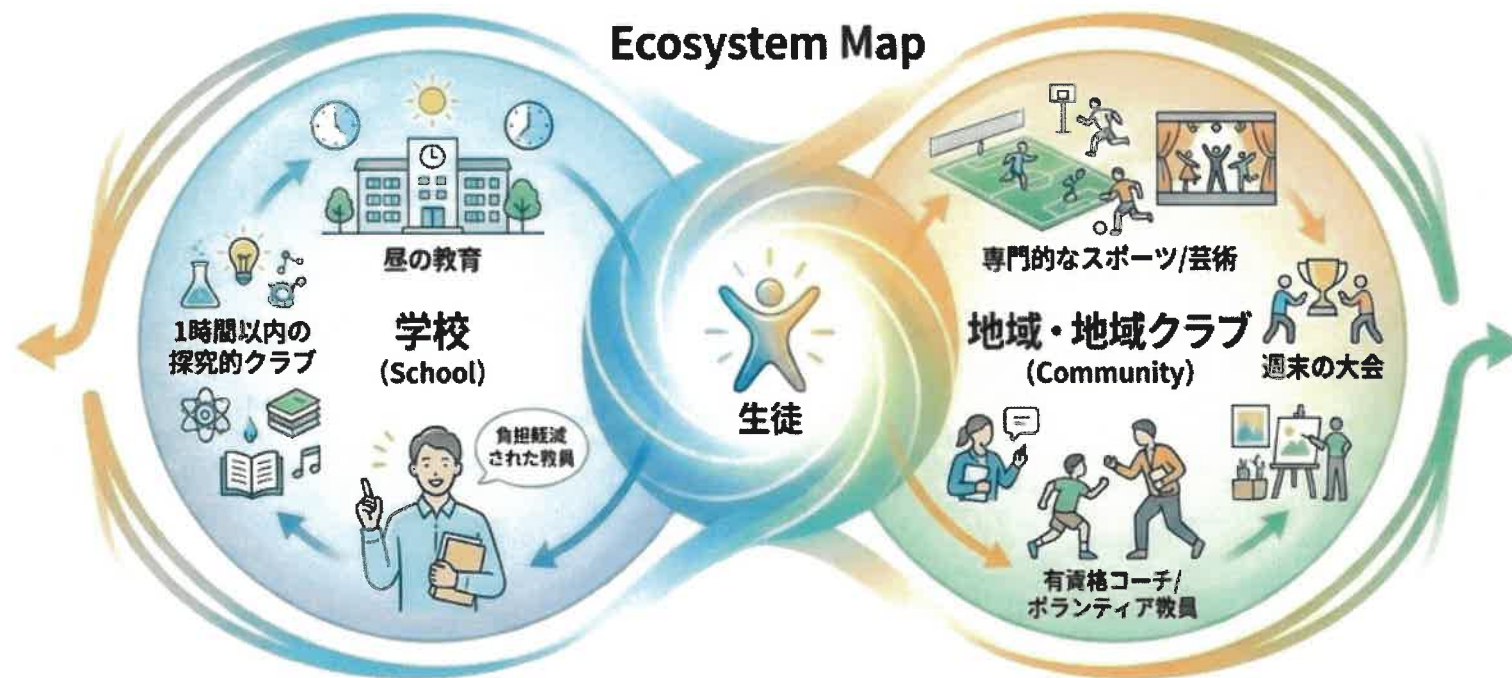
生徒の疲労度や怪我の状況
などの情報を適切に引き継ぎ、
無理な活動を防ぎます。

施設の有効活用

学校教育に支障のない範囲で、
地域クラブでも使い慣れた
学校の体育館やグラウンドを
優先的に活用します。

未来図：持続可能な東根市の新しい教育エコシステム

学校と地域が役割を分担することで、誰もが無理なく輝ける環境が完成します。



生徒にとって

学校の枠（人数不足・未経験顧問）にと
らわれず、自分の意志で、専門家から
やりたいことを学べる真の選択の自由。

教職員にとって

終業後の時間と休日を取り戻し、本来の
「授業準備」や「生徒指導」に注力でき
る、誇り高く持続可能な働き方の実現。

地域にとって

社会教育関係団体を中心とした、地域
コミュニティの新たな活性化。

ご清聴
ありがとうございました



東根市教育委員会